



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・保安林の指定の予定	林 政 課
◎ 公 告	
・契約者等	薬 務 行 政 室
・土地改良区の役員の就退任	農 村 整 備 課

告 示

長崎県告示第676号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする旨の通知を受けた。

令和2年10月20日

長崎県知事 中村 法道

- 保安林予定森林の所在場所
西彼杵郡長与町岡郷字本火渡444の10(次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び長与町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

契約者等(公告)

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和2年10月20日

長崎県知事 中村 法道

- 随意契約に係る物品の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬 行政備蓄用イナビル吸入粉末剤20mg
2容器・1人分 1,050箱

- 300容器・150人分 147箱
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県 福祉保健部 薬務行政室
〒850-8570 長崎市尾上町3-1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年9月14日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号
第一三共株式会社 代表取締役社長 眞鍋 淳
- 5 随意契約に係る契約金額
39,995,340円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定に該当するため。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
(八九五)
二一
一一
二一
四一

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、鬼岳土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年10月20日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
川 崎 善 一	五島市下崎山町980番地2	山 下 富 雄	五島市下崎山町15番地

印刷所

長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ク
弥ト